

議案第74号

加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正
する条例を、別紙のとおり制定する。

令和5年12月1日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年加西市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

3 市長	加西市福祉医療費助成条例（昭和63年加西市条例第7号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	高齢重度障害者等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中「知的障害者に関する情報」を「知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」に、「支給又は保険料の徴収に関する情報」を「支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）」に、「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報」を「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」に、「実施又は保険料の徴収に関する情報」を「実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」に改め、同表に次のように加える。

12 市長	加西市福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (5) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの (6) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの (7) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	高齢重度障害者等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (4) 生活保護関係情報であって規則で

		定めるもの (5)外国人生活保護関係情報であつて 規則で定めるもの
--	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

福祉医療費助成事業及び高齢重度障害者等医療費助成事業に関する事務について、個人番号の利用により事務の効率化と受給者の利便性の向上が図れるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定に基づき、当該事務を個人番号の独自利用事務として規定するもの。